

日本経済のデフレ対策と構造改革

八代尚宏

若林常務理事 お待たせいたしました。

ただいまから、「資本市場を考える会」の講演会を開催させていただきますと存じます。

本日は、御案内させていただいておりますように、社団法人日本経済研究センターの八代尚宏理事長をお招きいたしましたして、「日本経済のデフレ対策と構造改革」という題でお話をお伺いすることになりましたしております。本日は、お忙しいところどうもありがとうございます。

八代様の御略歴につきましてはお配りさせていただいておりますが、東京大学経済学部を御卒業後、経済企画庁に入庁されまして、その後、米国メリーランド大学でP.H.D.を取得され、またOECD経済統計局主任エコノミストとして御活躍されるなど、国際的な

御経験も豊富でいらつしゃいます。その後、上智大学国際関係研究所教授の要職を経られました後、二〇〇〇年一〇月より、社団法人日本経済研究センター理事長に御就任されておられます。

御専門の分野は、経済政策、労働経済学、社会保障であります。政府の総合規制改革会議、男女共同参画会議基本問題調査会など、多くの審議会等の委員としても御活躍されておられます。特に、総合規制改革会議におきましては、構造改革特区の推進役といたしまして、大変御尽力されていると伺っております。

本日は、「日本経済のデフレ対策と構造改革」という最も重要な政策課題について、お話を聞かせていただくことにいたしております。

それでは、よろしくお願いいたします。

ただいま御紹介いただきました、日本経済研究センターの八代と申します。

本日は、「日本経済のデフレ対策と構造改革」というタイトルでお話しさせていただきたいと思いますが、どちらかというところ短期の問題よりも、中・長期の問題に重点を置いてお話しさせていただきたいと思えます。

一、当面の経済状況と見通し

お手元にレジюмеがございますので、それに沿ってお話しさせていただきたいと思えます。まず、図表1にあります「当面の経済状況と見通し」は、大方の見方と特に変わりはないと思えます。二〇〇一年度の不況は、二〇〇二年度―三月にほぼ底入れをして、その後、内需は弱いですが、輸出主導の生産活動の回復を昨年すつ

と続けてきました。しかし、七―九月から徐々に輸出が減速し、それによって、輸出主導の回復も横ばいになってしまった。一〇月頃から輸出が少し回復したにもかかわらず、内需の方は、それに連動して一向に上がらないことから、一部には早くも景気後退期に入ったのではないかと、う憶測もあります。

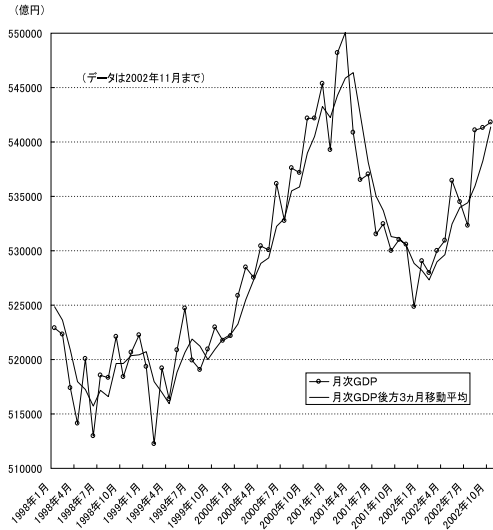
ただ、確かに一本調子の回復は今年の秋ぐらいで終わったのでありますが、かといって、直ちに次の景気後退に入ったという判断はやや早計ではないだろうかと思えます。米国の景気次第という面もあり、その米国経済自体もよくわからない、不透明な状況ではありますけれども、直ちに二〇〇一年度のような大幅な不況になるという危険性は少ないのではないかと思われます。

二〇〇一年度は、御承知のように、米国が長期経済好況の後、その間に積み上がったさまざまな

日本経済のデフレ対策と構造改革

図表 1 当面の経済状況と見通し

- 2002年1-3月に底入れ。
- 内需は弱いながら輸出主導での生産活動の回復。
- 7-9月から輸出の減速で生産の回復力も横ばい。
- 景気転換の判断は早計、米国依存の状況続く。
- 2003年度もデフレは持続
- 実質成長率0.5%、名目ではマイナス1%

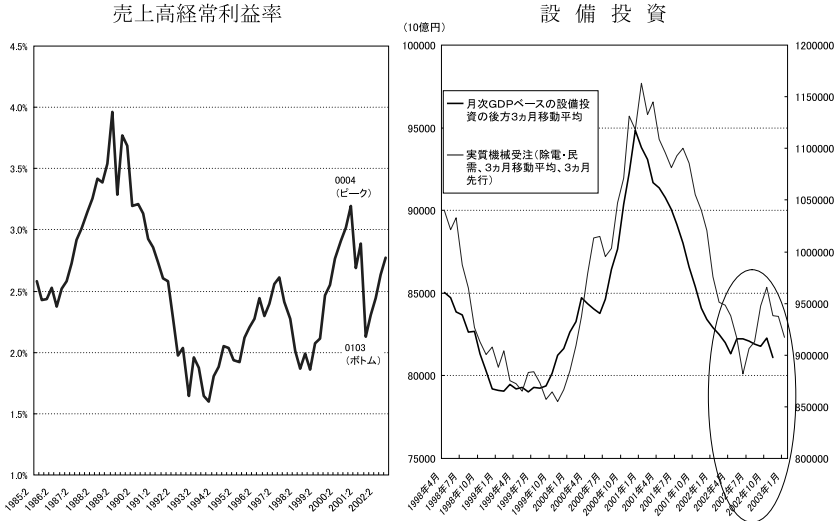


IT関係の設備投資の調整が生じたため、それを背景に、ヨーロッパ、アジア、日本も含めた世界同時不況が発生し、日本の輸出が大幅に落ち込みましたが、そのようなことは、少なくとも今年は起こらないだろう。米国経済が、不安定ながらもこのまま緩やかな成長を続ける可能性が一番大きく、その場合には、日本の成長も、若干ながらプラスは維持できるのではなからうかということがあります。

従って、デフレ自体は続くわけではありますが、日本の経済成長率は、来年度実質で〇・五%、名目ではマイナス一%、その差額がいわばデフレであり、一・五%ぐらい物価の下落が続くという状況ではないかと思われます。図表1の右のグラフは、日経センターでつくっております月次GDPでありまして、政府の発表している四半期GDPをさらに月次ベースに直したものでありますが、

図表2 設備投資等の動向

——設備投資は底入れしたが底離れせず



これを見ましても足元でやや伸びが弱まっているという状況でございます。

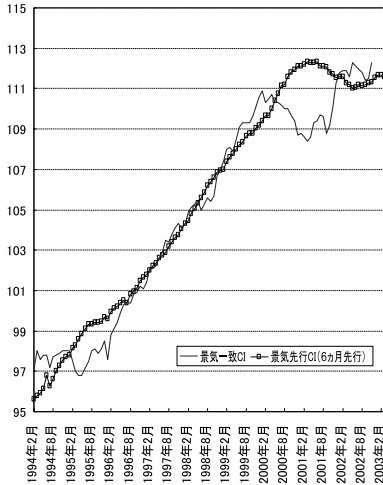
なぜそのように内需が弱いのかと考えますと、御承知のように、設備投資が非常に力が弱い。図表2にありますように、左側の利益率を見ますと、それなりに回復はしていますが、設備投資の方が、底入れはしたけれども、一向に底離れをしない、言い換えれば、これ以上は下がらないけれども、上がるわけでもないという不透明な状況が続いているわけがあります。これは、利益は上がっていても、企業の方が積極的に投資するだけの自信がない。その背景には、デフレもありますし、不良債権もあります。日本の中期的な経済がどのように動くかということについて、もう一つ自信が持てないという状況ではないかと思えます。その意味で、日本経済

日本経済のデフレ対策と構造改革

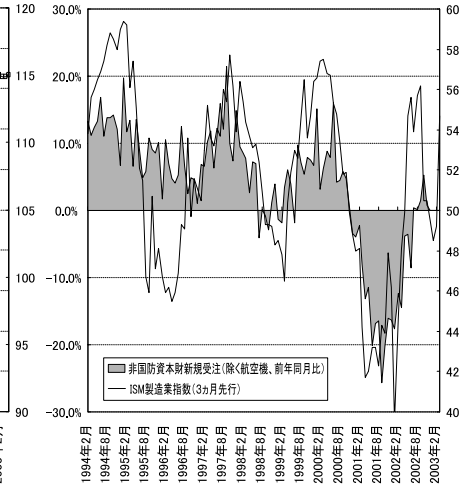
図表 3 米国経済の動き

——先行き不透明感残るものの企業部門を中心に
米国経済の回復は続く可能性大

米国の景気先行、一致CIの動き



資本財受注と企業マインド



は、不況になる可能性は小さいけれども、か
 といつて景気が力強く回復するというわけ
 もない。少なくとも来年は、そのようなだ
 だらと推移するような状況が続くのでは
 ないかということであります。

その場合、一番大きな要因は、米国経済が
 どうなるかということであります。米国も九
 〇年代非常に高い成長を続けてきましたが、
 それが二〇〇一年あたりで一旦、後退し、そ
 の後またゆっくりと回復している状況であ
 ります。

米国の場合は、図表3の右のグラフにあり
 ますように、二〇〇一年に設備投資の大幅な
 調整が起こっておりますが、ただ、日本と異
 なり、日本ほど大きな不況にはなっていま
 せん。この背後には、御承知のように家計が非
 常に好調であり、家計の好調な消費が設備投

資の落ち込みをかなりの程度まで相殺したという要因があります。

米国の家計は非常に消費意欲が強く、消費は、まず、株の上昇に支えられ、さらに株が下がった後も、住宅資産、不動産価格の上昇に支えられて、好調を維持してきました。特に過去一年においては、金利が大幅に下がったことよって、住宅金利の負担が減っています。日本ですと、金利が下がれば、もっと早く借金を返そうというように考えるわけですが、米国の場合は、金利支払いが減ったら、その分は消費で使ってしまうということと、金利の低下が消費を促進する度合いが非常に大きかった。これは住宅ローンの金利の低下もそうですし、自動車等の耐久消費財の金利の低下も同じであって、これまでのところ、金利の低下が消費を刺激してきたという効果が大きかったと思います。ただ、米国の金利低下もかなり限

界に来ていますので、その意味では、今後どこまで過去のような家計消費を維持するメカニズムが働くかどうか疑問視されているわけであります。

ただ、他方で、ようやく設備投資の調整が終わって、最近若干増えている状況にあります。従って、最善のシナリオは、家計消費が息切れをする前に設備投資が回復して、無事消費から投資へのスイッチが行われるということでありますが、仮にそれが実現せずに、本格的な設備投資の拡大の前に消費が息切れすると、景気の二番底ということも当然あり得ると思います。

それから、イラク戦争が最大の不安材料でありまして、仮に戦争が始まりますと、一時的には大きな不安感から、家計消費が減少するのではないかという懸念もあります。

ただ、イラク戦争の行方は全くよくわからない

い。一一月に米国に行き、アメリカのエコノミストにいろいろ話を聞いたときには、「早く始まって、早く終わるのが一番いいのだ」ということをいっておりましたけれども、戦争というのは相手があることで、そんな簡単にこちらの都合どおり行くかどうかはわからないわけで、仮に戦争が長く引くようなことになれば、これもまた米国経済にとって大きなマイナス要因になる。その場合には、日本にとっても大きな影響がある。

そのような意味で、非常に不安定といえますが、不確実性が高いわけでありますが、もし今の見通しどおり、戦争が早期に終わる、あるいは何らかの形で戦争をしないで済むという状況になれば、米国経済自体の回復は続く可能性が大きいのではないかということであります。

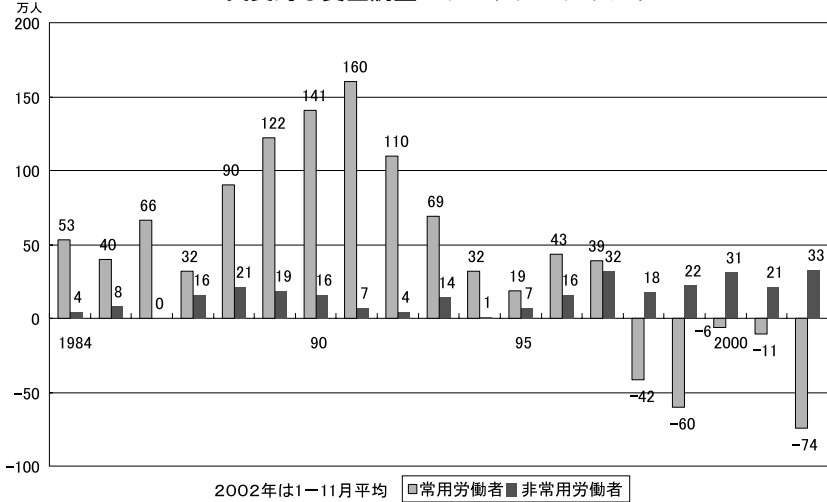
二、労働市場の変化

そうした中で、日本経済が、何とか米国経済がもっている間に構造調整を済ませることにより、自律的な成長の回復を達成することが望ましいのでありますが、遅まきながら日本における構造調整も進んできております。それが一番顕著に顕われているのが労働市場であり、労働市場における調整は九七年以降徐々に進んでいると思われるです。

図表4の下に示してありますグラフは、常用、非常用労働者の増減数であります。「常用労働者」とは、いわゆる正社員であり、「非常用労働者」とは、パートや派遣社員であります。正社員から非正社員へのシフトが急速に起こっています。

これまでの日本の労働市場のパターンは、不況の

図表4 常用・非常用労働者の増減数の推移
 ——高賃金の正社員から低賃金の非正社員へ
 実質的な賃金調整・ワークシェアリング



ときには、パートや派遣の人の雇用を減らすことにより、正社員の雇用を守るとというのが典型的な形でありました。

例えば、九一年、二年、三年ぐらいの不況のときは、まさにそのような意味で非常用労働者の数が大きく減ったわけですが、九七年以降に起こっていることは、それと正反対でありまして、常用労働者が大きく減少している。そのかわり非常用労働者は、過去にないほど高い伸びを続けています。特に二〇〇二年の常用・非常用労働者の数については、まだ一二月の数字が発表されておりませんが、ほぼ一二月までの数字で年間とほぼ同じだと思えます。これによりますと、常用労働者は、前年に比べて七十四万人減っており、非常用は三十三万人増えています。差し引き約四〇万人の雇用減が起こっており、かつてないほど大幅な正社員の削減が起こっています。本来であれ

ば、全体の雇用が安定している状況の下で、このような調整が行われることが望ましいのですが、残念ながら不況の長期化によって、全体の雇用が減るといふ中でこのようなことが起きています。

ただ、今後の高齢化社会に向けて、これまでのような長期雇用保障、年功賃金に基づく正社員を中心とした雇用体系は、いずれにせよ維持できません。現在、企業で起こっていることは、高賃金で雇用保障が必要な正社員の比率を極力減らすことです。どうしても正社員でなければできない仕事は正社員にお願いするわけですが、典型的な定型的な仕事は、派遣、パートの人をお願いするという形で、一種の雇用のポートフォリオ調整が行われているかと思えます。それが同時に実質的な賃金調整にもなり、また社会的に見たワークシェアリングともつながるのではないかということでありませう。

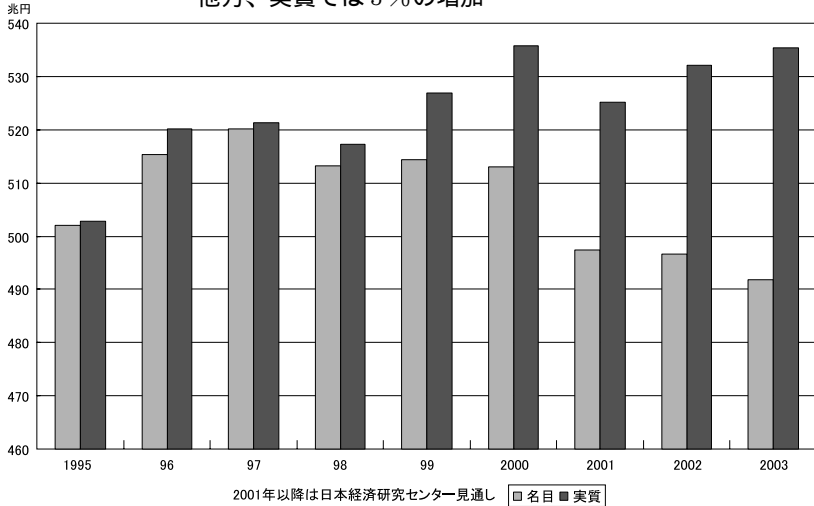
これは特に、労働供給側の方で女性の進出が進んできて、これからは夫も妻も共に働くという共働き世帯が主力になるわけですが、そうした中で、夫が正社員で、妻が非正社員という組み合わせの家族も急速に増えているわけでありまして、そのような形で、これまでのような正社員中心主義の労働市場が今大きく変わろうとしているということでもあります。

三、名目と実質GDPのかい離の意味

図表5にありますように、最近の大きな問題点というか、話題として、実質と名目のGDPが乖離しているという問題があります。これは雇用調整ともつながっているわけですが、日経センチターの予測値をベースにした計数に基づきますと、九七年あたりを基準として、名目のGDP

図表5 日本のGDPの推移

—97年ピーク時水準と比べ名目で5%弱の低下
 他方、実質では3%の増加



は、名目値で見ますと、ピーク時よりも大体5%ぐらい減っています。日本のGDPは約五〇〇兆円強でありますから、5%というと、二五兆円程の所得が失われたことになると新聞などでは書いてあるわけがあります。

他方、実質で見れば、わずかでありませぬけれども、その間3%程度増えていきます。このように、実質では九七年以降増えてはいるのですが、名目ではそれ以上に落ち込んでいる。この実質と名目との乖離をどのように考えるかということでもあります。なお、これは後でお話しますインフレターゲットの議論ともつながってきます。

一般にインフレ期であれば、このような問題はほとんど生じません。物価上昇率が高いときに、日本の経済活動の水準を、名目と実質のどちらで見るとかという問題は生じません。当然それは実質で見るということで、物価上昇によって水膨れし

た部分が名目GDPであり、実質GDPの方が、むしろそのような水膨れ部分を除去した、より真実に近い経済活動の姿を表わすものだと思われ、理解されているからであります。

では、なぜデフレのときは、それと同じ理解ではいけないのかといいますと、インフレ期とデフレ期は、必ずしも対称的ではない。デフレは、持続的な物価の下落であって、インフレとは逆の概念であります。御承知のように物価上昇期には、金利あるいは賃金は、物価上昇にいくらでもスライドをして上がることができるわけです。ところが、デフレ期には、名目賃金はそう簡単にマイナスにはならず、せいぜい前年横ばいである。また、金利も当然ながら、ゼロ金利より下に下がることはできない。今のように物価が年平均して1%ぐらい下がっておりますと、実質金利や実質賃金が高まってしまう。それによって企業の収益

が圧迫されて、より一層雇用調整が行われるという問題が起こるわけであります。

インフレ期には名目はあまり意味はないけれども、デフレ期には名目も重要である。実質だけでなく、企業の債務も名目で決まるので、物価がどんどん下がっていくと、債務者負担が増えてしまう。それが意味で、経済活動に非常にバイアスを起こしてしまう。お金を借りている人が不利になり、貸している人が有利になる。企業は多くの場合、お金を借りる方でありますから、デフレは企業の利益をより著しく損なうわけで、それだけ経済活動にマイナスの影響が大きいということになるかと思えます。

このように名目の落ち込みを重視する必要がありますが、それだけを見てはいけないのであって、実質では増えているのです。この状況を一言

で簡単にいいますと、例えば債務を持たない企業は、実質三%成長から利益を受けている。逆に、債務を多く抱えている、いわゆる御三家といわれるような業種は、これによって著しい負担を強いられる。このように産業間、企業間で非常に大きな格差が生じているというのが一つの現象ではないかと思えます。

この意味で、最近のデフレ期というのは、平均で議論しても意味がないわけで、デフレの中でも高い利益を上げている企業はいくらでもあります。それは、売り上げも減っていますが、コストもそれ以上に減っているから、利益が増えているという場合です。すなわち、インフレ期と異なり、デフレ期には利益を上げている企業と上げていない企業の格差が広がっています。これは個人でも同じでありまして、雇用が保障されている人は、物価下落によってむしろメリットが大きいので

すが、他方で、雇用調整の対象になっている人は非常に大きな打撃を受けることになります。所得再分配にも大きな影響を与えるというのが、このデフレ期の特徴ではないかと思われます。

そうした中で、デフレを何とかして防がなければいけないということで、これまで公共投資中心の景気対策を行ってきました。デフレの中では、企業や個人の合理的な行動は、できるだけ早く借金を減らすことである。なぜならば、借金は実質ベースですます増えてしまうから、早く借金が脱却して、無借金経営にすることが望ましいことになります。他方、そのように企業や個人が専ら借金返済に明け暮れていると、経済全体では貯蓄過剰になって、不況がいつまでも続くことになる。したがって、その悪循環を防ぐためには、政府が動かなければならないということで、これまで専ら政府が、財政、公共投資を中心に景気対策

をやってきたわけでありませう。

その結果、建設就業者の数が、九〇年初めと比べておおよそ一〇〇万人ぐらい増えてしまった。

もともと日本は、公共投資の比率が先進国の中では極めて高かったもののそれが徐々に低下していたけれども、八七年の円高不況の時期の頃から反転している。最近では、確かに九七年のピーク時に比べれば、公共投資も建設就業者の方もかなり減っているのですが、過去のトレンドまで戻るにはまだまだ時間がかかるわけでありまして、その意味で、もう十分調整したから、今後は公共投資は減らさなくていいというのは早計であります。

これまで一時的な不況だという認識で景気対策をしてきましたが、そうではなくて、かなり長期化するということになりますと、このように産業構造の転換に逆行するような形で公共投資を行うということとは、経済にとっても財政にとっても大

きな負担になってくる。もちろん、公共投資がすべて悪いわけではありませんけれども、残念ながら、政治力学的に公共投資を増やすと、どうしても効率の悪いところに行ってしまう。

効率のいい公共投資かどうかを判断する上で一つのメルクマールは「混雑度」であります。東京とか大阪のように混雑している道路というのは、道路が不足しているわけですし、混雑している鉄道というのは、複々線にしてもいいというほどニーズがあるわけですが、そのようなところは用地の買収も大変ですし、反対者も多いから、なかなか建設できない。それに対して、がら空き的高速道路、お客があまりいない鉄道というところは、ある意味で簡単に公共投資ができる。反対者もほとんどいない。そのような意味で、景気対策の観点からの公共投資は、どうしても非効率的な部門に行かざるを得ないわけであります。

かつてのように、ある程度非効率であつても、公共投資をすることによって景気がよくなつて、民間投資がそれによつて刺激されれば、後は民間に任せればよかつたのですが、九〇年代以降、いくら公共投資を増やしても、それによつて民間の投資が刺激されない。もちろん、公共投資をしなかつたらもつと悪くなつただろうといふことはその通りだと思ひますが、そのような状況のもとでは、公共投資を通じた景気刺激効果には当然限界があるわけで、むしろマイナス面の方が大きくなつてゐる。何とかしてこれから脱却しなければいけないというのが現状ではないかと思ひます。

三、財政政策の課題

そのような意味で、財政政策の課題は、図表6に示しておりますように、公共投資の規模を抑制

した上で、その中身を極力組み替へる。一部、研究開発などの生産性が高いといわれるものに組み替へは進んでいますが、公共投資全体を見れば、まだまだ省庁の壁は厚いものがあり、国道とほとんど変わらないような立派な農道などが、地方に行けばいくらでもあるわけでありませう。

特に今問題になつてゐるのは、社会保障改革であります。法律で決まつてゐる社会保障の年金とか医療の給付については、政府がとにかく増やさざるを得ない。そのような「当然増」を放置しておいたままでは、歳出改革には限界がありますから、何とかして制度改革をしなければいけないという状況に陥つてゐるわけであります。先般、厚生労働省が提案しました年金改革のプランなどを見ましても、過去と違つてかなり大きな政策の転換が見られます。

図表 6 財政政策の課題

1. 歳出改革
 - ・ 社会保障・制度改革なき歳出改革に限界
 - ・ 公共投資規模を抑制・歳出内容の組み替え
2. 税制改革
 - ・ 証券税制には一定の成果・法人税減税なし
 - ・ 目指すべき二次元的所得課税
 - ・ 年金財源としての消費目的税活用の意味
3. 財政の基本方針策定
 - ・ 経済財政諮問会議で歳出・歳入の一体的運営

過去であれば、年金は、高齢者の生活費を賄うためにどれだけの年金が必要であるかということ
を先ず決めて、それに必要な保険料をとにかく上
げていくという考え方であったのですが、少子化
も進み、長寿化もますます進む中で、そのような
考え方には限界があります。このため、今回の厚
生労働省の提出した案は、一種の確定拠出年金と
同じような考え方で、負担の側にシーリングを設
けることとしており、年収ベースで二〇%、これ
はかつての標準報酬ベースですと二六%程度にな
るかと思いますが、そこでとにかく頭打ちにす
る。それで賄える分だけの年金給付にシーリング
を掛ける。いわゆる「スウェーデン方式」といわ
れているもので、これを大胆に打ち出したわけで
あります。

それ自体は評価できるかと思いますが、あとは
残念ながら相変わらず厚生労働省の枠だけで考え

ている。あるいは、年金だけの枠で考えていて、現状の制度のまま、給付を抑えることで何とかのごととしているわけですが、これにも限界があります。いずれこれから一年をかけて議論になると思いますが、もつと抜本的に税と社会保障の関係を整理しなければいけないと思います。

少し細かくなりますが、今度の年金改革で、基礎年金の国庫負担率を、現在の三分の一から二分の一に引き上げることが確定していますが、その財源をどこから持つてくるかという問題があります。厚生労働省は、単に政府の方でとにかく財源を見つけてくれればいいわけで、二分の一に上げることを前提に、保険料を二〇%の水準で維持するといっています。果たしてそのようなことではないのだろうかという疑問があります。

年金というのは、もともとは、道路財源と同じような一つの特別会計の考え方で、年金給付を賄

うための社会保険料として、この支出のためだけの負担をお願いしているわけです。そのような意味では、一種の目的税であります。そこに限りなくといえますか、三分の一から二分の一というように、一般財源を注ぎ込むということは、実は本来の社会保険の考え方を形骸化するようなものである。もともと年金を増やすために国民に保険料をお願いしているにもかかわらず、保険料をあまり上げることは難しいので、一般財源を注ぎ込むというのであれば、何のための社会保険か。それなら、全額政府でやっつけてしまえばいいのではないかとということにもなるわけがあります。

そのような意味で、よく「社会保険料方式か、税方式か」ということがいわれますが、本当に大事なものは、「目的税か、一般税か」という議論であって、これは厚生労働省が非常に嫌う論理でありますけれども、本来はそれが重要ではないだろ

うか。つまり、社会保険料というのは一種の目的税ですから、例えば社会福祉税という形で、消費税で充てるか、所得税で充てるかは別ですが、そのような目的税を設ける。その目的税を財源にして、年金給付の財源に充てるということをしめすと、これは別に社会保険料を上げると大差ないわけでありませぬ。

それに対して、一般財源から限りなく補てんをするとなると、年金の給付と負担の均衡が崩れてしまいます。従って、「税か、社会保険料か」という議論ではなくて、本当は「目的税か、一般税か」、この目的税の中には、福祉目的税と社会保険料が入る、という議論をしなければいけないのですが、厚生労働省はそこを巧みにすりかえて、「保険料がいいか、税がいいか」という議論に持っていかうとしているのであります。

大事なのは、社会保険料であっても、目的税で

あっても、とにかく年金の財源を一定の範囲に抑えるかどうかということを議論しなければならぬのですが、そのあたりがなかなか今の歳出改革には出てこない議論であります。

今日は触れませんが、これは、医療改革でも全く同じでありまして、医療の財源についても、国庫負担が限りなく二分の一に近づいていまして、何のための社会保険かということが問われているのであります。いずれにしても、社会保障改革を進めることによって、何とか歳出を抑制する。それによって、とめどもなく膨らんでいる日本の借金といますか、負債あるいは赤字を抑制しなければ、日本自体が破産してしまいます。

そのようなことをいいますと、景気が回復してから、財政の改革をすればいいのではないかという意見がありますが、今の財政赤字は、かなりの部分が景気と関係ない構造的な赤字ですので、不

況のうちから改革を進めておかないと、好況になっても税収はほとんど増えない。好況になつてからゆつくり歳出改革をやっていると、またすぐ次の不況に入つてしまつてという状況になつてしまつています。

しからは、景気対策は一切財政でなく、いいののかというところ、そうではありません、歳出ではなくて、税制改革を通じて景気の維持を図ることが、現在、経済財政諮問会議等でも議論されているところであります。現に今回の税制改革では、期待されていた法人税の減税自体は行われませんが、投資減税は行われた。それから、証券税制については、御承知のように、思い切つた対策がとられたわけでありまして、「配当課税一〇%」。これは時限的なものではありませんが、かなりの大きなインパクトがあるのではないかと思われまふ。ただ、さらにそれを上回つて、米

では配当課税ゼロという大胆な政策が打ち出されました。日本が一步進む間に、外国では二歩進むという、これは別に税制だけではなくて、あらゆる改革がそうであります、国際的なスピードの遅さということが痛感されたわけでありまふ。しかし、ともかくも一定の成果が上がつた。

配当課税を低くしていくことは、長期的には、所得課税の大きな課題である二元的所得課税、つまり勤労所得と資産所得と二本に分ける。勤労所得は累進課税でいいけれども、資産所得は、利子、配当、キャピタルゲイン、あらゆる形態を問わず一律の課税にしておく。それによつて、資本市場が税制面からは中立化されるというのが一つの理想論であります、それに一步近づいたものではないかと思われまふ。

あとは、もう一つの課題であります税金というのは必要なものですが、どこから取ることによ

て、経済活動に負担が一番小さいかということ、これまでのように、取れるところから取る、つまり、企業は豊かだから企業から取るという考え方はもう成り立たない状況になっている。生産するところから負担を取るのではなくて、使うところで取るということが、果実を育てて、それを食べるということにつながるわけであります。

その意味では、所得税、特に法人税は極力低くする。そのかわり消費税の方を諸外国並みの方に上げていくというのが、例えば経団連なども提言していることでもあります。消費税率一六%というのは、やや非現実的かもしれませんが、長期的には高齢化社会を目指して、そちらの方に上げていかなければいけない。

消費税は、非常に幅広い税でありまして、それだけ広く薄く負担することができる。貧しい人はどうするのだという意見がありますが、その問題

は、社会保障の歳出面で所得再分配をするべきであって、税金の方で所得再分配をするのは、現在のような国際化の時代ではかなり無理があります。その意味で、総理も、消費税は社会保障のためであれば検討するということもいっておられるわけで、今後、まず消費目的税の活用という方向に議論が行くのではないだろうかということでもあります。

消費税は、今はある意味で引き上げの絶好機です。消費税を上げることの最大の問題は、インフレになることですが、今はむしろインフレになった方が望ましい状況であります。一%消費税を上げれば、〇・七%消費者物価が上がる関係にありますが、これはむしろデフレ防止に効果的で、大きな問題は生じない。

問題はデフレ効果であります。これは、消費税として上げた財源を貯蓄してしまえば、もちろん

デフレ効果があるわけですが、それを例えば年金の給付の財源に使うということであれば、税金で取った分は、政府が直ちに支出に回すわけでありますから、デフレ効果も、ある意味では相殺できるのではないか。そのような意味では、具体的な給付の財源としての消費税の引き上げは、今最も現実味を帯びているのではないかということになります。

大事なことは、これまでのように、財政について、主計局が歳出、主税局が歳入というようにはらばらに決めるのではなくて、歳出と歳入を一体化する。特に一般政府といいますか、一般の財政と社会保障を一体的に考えるということでありまして、そのようなことができるのは、政府の経済財政諮問会議しかなく、そのためにまさにこれが重視されているわけであります。そのような形で、財政政策というのは、いろいろな政治的な制約

があつて、改革は非常に難しいのですが、経済財政諮問会議主体で徐々に動き出しています、これをさらにスピードアップする必要があるかどうかということであります。

四、金融政策の評価

次に、金融政策についてありますが、これが大きな話題になっております。

財政が手足を縛られている中で、もっと金融政策を重視したデフレ対策が議論されているわけがあります。小泉総理も、今国会で「インフレーターゲット」ということを言っておられるのですが、インフレーターゲットというのは、人によってイメージが随分違うわけであります。総理がどういうことを考えておられるかというのはよくわからないのでありますが、どちらにしても、今のデフ

レは好ましくないのだ。デフレはますます債務者の負担を高めて、特に企業の負担を高めることによつて設備投資を抑制する。いつまでたつても景気が回復しない。不良債権も増えるばかりである。

そのような意味で、インフレ待望論についてはだれも反対しないのですが、ただ、インフレが望ましいからといって、日銀がデフレを退治するという宣言を出すだけで、本当にデフレがとまるかという点、これまたやや難しいのではないだろうか。同時に財政を大幅に拡大させることができれば、ある意味で簡単なわけですが、それができないという状況のもとで、金融政策だけで、どうやって物価を安定させることができるのか。あるいは、一〜二%のインフレに持つていくことができるのかという点、それ自体が非常にあいまいなわけでありませう。

もちろん経済学では、物価というのは貨幣的な

現象なのだから、流動性をどこまでも増やしていけば、いつかはインフレになるはずであるという、貨幣数量説に立った議論があります。ところが、日本の現状は、それが必ずしも成り立たない状況にある。貨幣数量説では、「マーシャルの k 」が一定であるという前提なのですが、今、日銀がいくらベースマネーを供給しても、銀行がそれを貸出に向けないで、むしろ貸出を抑制しているという状況にあります。また、デフレが今後とも続くという想定のもとで、企業ができるだけ債務を減らそうとしている。かつて借りていたものも返済しようとしている。そうした中で、いくら日銀がベースマネーを増やしても、借り手も貸し手も、ともに資産、負債を減らそうとしているような状況があるときに、流動性を増やせばよいという主張には、限界があるのではないかということでありませう。

そのような状況を踏まえて、現在のインフレターゲット論争では、とにかく日銀が従来にない手段をとるべきである、国債の買い切りオペであるとか、政府が出す国債を全部日銀で引き受けるというような形で、かなり思い切った政策をとる必要があるという意見があります。ただ、その中で現実的な案としては、以下の三つぐらいではないだろうかと思います。

一つは、米国債の購入が一つの例であります。日銀が外貨建ての金融資産を大量に買うことにより、ドル高―円安を誘導する。円安になれば、輸入物価も上がりますし、輸出が増えますので、景気回復に役立つ。これは日本だけのことを考えれば正しいのですが、円安になるといことは、ドル高になるわけでありませう。今の米国が、日本の経済が回復するほどの大幅な円安、それは大幅なドル高を意味するわけですが、それに耐えられる

かどうか、非常に不安定であります。米国経済自体も非常に怪しげなときに、日本だけのことを考えて円安を誘導し、仮にそれが成功したとすれば、かえって元も子もなくすのではないかと。米国の経済が悪くなったら、日本に対してのマイナスインプакトはもっと大きいわけです、そもそも米国がそれを許すかどうかというのは別の問題であるかどうかと思います。

その意味で、円安誘導論というのはやや非現実的な面が大きいのではないかと。何と云っても、日本の貿易収支、経常収支の黒字はまだ大きいわけでありまして、これだけ黒字の大きな国が大幅な円安を誘導するというのは、これまではなかったことでもあります。韓国でもほかのアジアの国でも、大幅な為替レートの切り下げは、やはり国際収支の大幅な赤字をベースに行われていたものであり、黒字国が大幅な為替レートの下落を誘導

するということはかなり難しいと思います。

二番目に言われていますのは、日銀が思い切つて、土地とか株式を買うべきである。もちろん、具体的な土地とか、特定の企業の株を買うことはできませんから、例えば上場株式投信（ETF）や、上場不動産投資信託（REIT）などを大量に買うことによつて、間接的に資産価格を引き上げる。それによつて資産デフレを抑制するという考え方があります。

これについては、そのようなことをしたら、日銀の財務構成が悪くなるという批判もあります。が、他方、債券を買うのと株を買うのとどこが違うのかという問題もあります。随分昔であります。イギリスで金融政策が最初に行われたころは、「ビルズオンリー」といわれていました、中央銀行が買うべきものは、手形とか短期の債券だけである。短期の債券だけを才への対象にすべき

であつて、長期債はすべきではない。何となれば、長期債はキャピタルロスの危険性があるから、短期債に限定すべきだということが常識であつた時代もあるのですが、現在は、当然、長期債、国債を対象とするのは当たり前になっています。

そうであれば、さらに一歩進んで、債券と代替性のある株式等を間接的に購入することは、日銀が現金と金融資産を交換することによつて、民間経済を刺激するという金融政策の本旨に基づけば、決して異常なものではないということであります。

もうひとつは、今まさに日本の金融市場は、間接金融から直接金融にシフトしなければいけない。日本は異常なほど、これまで間接金融、銀行貸出に依存してきたわけですが、これはやはりおかしいのでありまして、特に現在、銀行を通じた金融政策のチャネルが完全に詰まっている

ときには、直接金融市場を通じた政策しかないわけでありませう。そのためには日銀が大々的に株式を購入することで、株価を上げる。そうなれば、民間の投資もついてくるのではないかということにもなるわけがあります。これはある意味で最も現実的な政策であろうかと思えます。

それから、株を買えば必ず日銀の財務が悪くなるかということ、それはケース・バイ・ケースであります。民間の銀行がやっている株式の持ち合いは一つの問題でありますけれども、現時点で、日銀が株式を購入しても、いずれ値上がり後に売れば、むしろ財務の構成にはプラスになるわけです。もちろん下がればマイナスになりますけれども、逆に国債を大量に買ったときに起こるキャピタルコストのリスクの大きさと比べると、どちらがより財務の健全性にとってマイナスかどうかは一概にいえないのでないか。その意味では、近い

将来、本気でインフレーターゲットということを考えるのであれば、日銀による株式の間接的な購入というのは実現する可能性は非常に高いと思えますし、そうなれば、一つの大きなインパクトを持つかと思えます。

それから、最後には、これはインフレーターゲットというよりも、デフレの持続に対する一種の調整措置のような考え方がありますが、マイナス金利の設定という考え方があります。これは、欧米では昔から行われていた預金に対して手数料をかけることです。つまり零細預金であれば、むしろ銀行側が一定の預り料をいただき、ある程度まとまった預金を預けて初めて利子がつくという仕組みになっていたわけです。日本でも一部の銀行がこれを導入しておりますけれども、まだまだ遠慮がちである。

しかし、今のようなデフレの状況は、現金とい

う、利子は生まないけれども元本は完全に保証されているものの価値が年々 1% 以上、最近でいえば $1\cdot5\%$ ぐらい高まることは、いわば実質ベースでの利子がついているのと同じ状況です。これを放置しておく、資産保有者が株価等のリスクのある資産から、ますますこのような安全資産にシフトして行き、元本保証で実質的な利子がつく現金、国債、銀行預金などのシェアが高まってしまふ。そうすると、せっかくの資金が投資に結びつかないわけです。

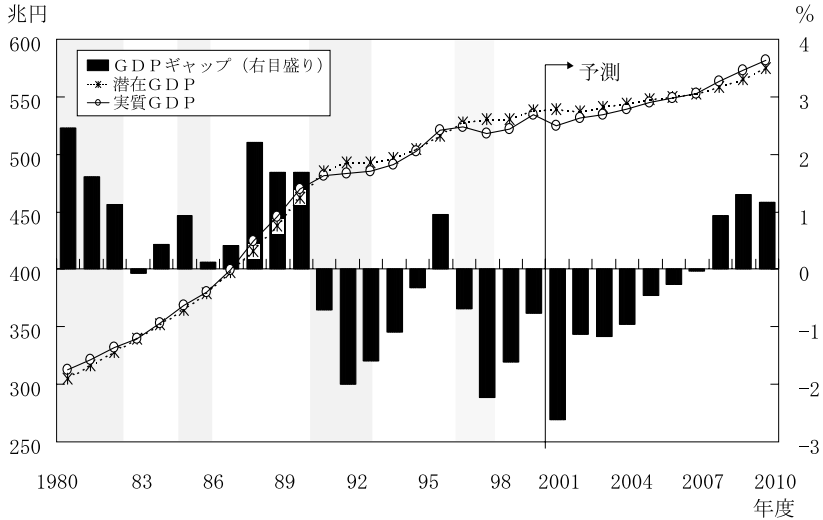
そのようなマイナスの効果を考えますと、それを中立化するためには、預金の手数料を取ること、を当たり前にする。また、預金保険料は、現在、銀行が負担していますけれども、このコストも資産を保証してもらっている預金者に負担していただく。あるいは、さらに進んで国債や政府保証債に対する課税を行うという形で、デフレのもとで

生じる自動的な実質利子の効果を打ち消す必要がある。

これは慶応大学の深尾教授などが昔から提唱されていることでありますが、いわばデフレが長期的に持続することを前提として、その効果を中立化するという政策であつて、実質的に金利を引き下げると同じ効果があるのではないかということとであります。これには様々な政治的な問題はあろうかと思いますが、まだまだ数年間デフレが続くという前提であれば、このような措置もとる必要があるのではないかということです。

そのような意味において、インフレターゲットという問題は、やはりその手段とあわせて議論しなければいけない。新しい日銀総裁は、インフレターゲット論者でなければいけないという議論もありますけれども、そのときはどういう手段でインフレターゲットを実現するのかという政策と

図表7 日本経済の中期展望



セットでなければ、空論になってしまうわけです。現在も既に日銀は、ゼロ・インフレターゲットとということをしているわけですが、これは期間のない小切手みたいなものであって意味がありません。インフレターゲットというのは何年までに何%のインフレを実現するというように明確に約束することであり、そのときには当然ながら、それを実現するための具体的な手段とセットでなければ意味がないということになります。

図表7であります。これは日経センターによる中期的な展望を示したもので、当分まだ不況といえますが、GDPギャップというものは続くであろう。いろいろな形での構造改革をすること、二〇〇七年あたりからようやく本格的な経済の改善が進むということを感じざるを得ないのでないか。何とかして「来年に景気回復」にもっていかうといっても、やはり今の日本の状況ではか

なり難しい。短期的には、金融政策あるいは財政政策も活用できる範囲で実施するとしても、根本は構造改革を通じた経済の改革しかないのではないかといいことです。

よく小泉総理が「構造改革なくして経済回復なし」といわれますが、この場合、「経済の回復」を「来年度の景気回復」であると考えますと、これは論理矛盾であって、「どうやって構造改革して来年の景気がよくなるのか」という批判を浴びるわけでして、これはむしろ「中期的な成長率の引き上げ」というように解釈すべきであります。

今の日本の成長率の低さというのは、短期的な循環問題ではなくて、トレンド成長率が低いことに問題があるからであります。

二〇〇一年の不況も世界的な現象であったのですが、ほかの国はトレンド成長率が日本よりかなり高いためにマイナス成長にはならなかった。あ

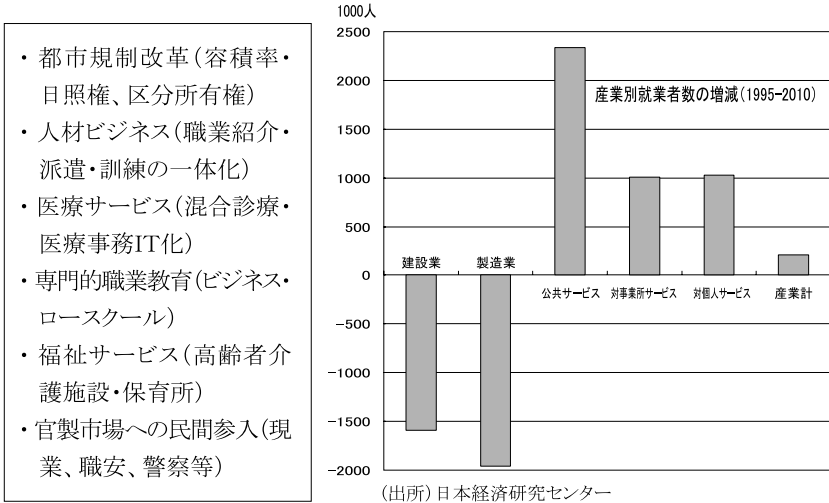
る程度の景気循環は避けられませんが、何とかとも今のトレンド成長率はあまりにも低過ぎるわけで、それを上げる必要がある。それが構造改革であるということです。

五、需要創出型の構造政策

そのときに、どういう構造改革があるかということですが、図表8を見ていただきたいと思えます。

よく構造改革というと、「それは生産性を上げるから、むしろ失業者を増やすのではないか。何で構造改革が需要喚起になるのか」という御批判があります。確かにそのような面もありますけれども、一方で需要を積極的に創り出すような構造改革も数多くあるわけあります。今までこれがありにも軽視されてきた。そのような改革は

図表8 需要創出型の構造政策



時間がかかわるわけですから、短期的なデフレ対策にはなり得ないという悲観論が強かったのですけれども、私は必ずしもそうは思っておりません。もちろん、アメリカ景気が、非常に悪くなつて、日本が大幅なマイナス成長になる、あるいは、今のデフレが急速にスパイラル化する、といったような緊急事態が起こったときには、やはり先程言いました大胆な金融政策、あるいは財政赤字をさらに拡大させることも避けられないわけですが、そのような状況でない場合には、やはり財政は極力中立型で、金融政策も極端なことはできないのではないか。基本は、構造改革を通じたデフレ対策ということではいけないかと思えます。

具体的な需要創出型のデフレ対策というと、第一には、都市の規制改革というのがあります。まず、一番簡単なのは、容積率の引き上げでありま

す。そもそも都市における容積率の規制は何のためにあるのかと考えると、これは高度成長時代の産物でした。つまり、都市においてあまり高いビルを建て過ぎると、通勤者が増えることで、鉄道や道路の混雑がひどくなり、水道や下水道にも大きな負担がかかる。このため都市への人口の集中を抑制する必要が生じ、ビルの高さを制限したわけです。

しかし、むしろ現在のような低成長、しかも高齢化社会に向かつており、人口が増えるというよりは、むしろ減り始めている状況があるときの容積率規制はかなり従来と違ってくるのではないか。特にオフィスと比べてマンションの容積率規制には意味はなく、郊外の一戸建ての家から都市部のマンションに人が移ってきますと、むしろ交通需要が減るわけです。全体の人口が抑制されている中で、郊外から都市へ人口移動が起こるとい

うことは、むしろ交通にとっては混雑を緩和する要因になる。そうであれば、なぜ容積率をそんなに規制する必要があるのかということであります。

最近海に近い場所では随分高いマンションも増えており、しかも人気が高いといわれております。これをもっと促進するような形で、大幅な容積率の緩和を、法律を通すには時間がかかるかもしれませんが、とにかく政府がそれを実現するのだと宣言するだけで投資は動き出すわけであります。

特に今、問題になっているのは、「中古マンションの建替問題」があります。東京などは随分昔からマンションができておりますから、そろそろ建替時期にある。しかも、新しい震災基準を満たすためには、できるだけ早く建て替えなければいけないのですが、この建替えをするためには住民合意が必要であって、これがなかなか実現しない。今建て替えされているマンションは、良い場

所にあつて容積率に余裕がありますので、建て替えるとボーナスが出る。そのボーナスを建替費用の一部を充てることによつて住民合意を得ているのでありますが、そのようなボーナスがでない場合には建替えは非常に難しいわけでありす。

従つて、仮に都市の区画改善と合わせて容積率を一律に引き上げるようなことが行われれば、それだけ建替需要が膨らみ、新規のマンション需要も膨らむ。そうなれば、公共投資の抑制により不足していた建設業に対する需要もこれらの新規需要によつてある程度相殺できるわけでありす。これほど即効的なデフレ対策はないわけでありすけれども、まだまだ一部の地域以外はこのような規制改革に消極的であるという状況にあります。私はデフレ対策の最大の柱にこの都市の規制改革を当てるべきではないかと考えております。

二番目の要素は、人材ビジネスであります。現

在の失業率は非常に高いですが、この失業率の高さのかなりの部分は中高年のホワイトカラーである。これまで職業紹介は、主として「ハローワーク」、すなわち公共職業安定所で行っていました。公共職業安定所は、画一的な能力を持った人の紹介にはともかく、中高年のホワイトカラーのように、個人の能力に差があるような人たちの対応には極めて不十分である。

このようなホワイトカラーの職業紹介は一種の情報産業でありまして、個人の能力をきちんと評価して、足りなければそれを訓練で補い、正社員の仕事がなければ派遣で対応するといったように、「職業紹介」、「派遣」、「訓練」などの複数の仕事を同時に一つの会社がやることによつて、相乗作用があるというタイプの仕事かと思ひます。

これは経済学の用語では、「範囲の経済」と呼んでおります。つまり、ある人を訓練しているとそ

人の能力はよくわかるわけですし、また、それを通じて紹介も容易になるといふことなのですが、これがいまだに非常に厳しく規制されている。

今般、次期国会に規制緩和の法案が提出される予定ですが、まだまだ内容が不十分であります。

例えば、現在の最大のネックは手数料規制にあります。このような職業紹介は、企業からはお金をいくら取ってもいいのですが、個人からは取ってはいけないことになっている。何故ならば、個人からお金を取るのは中間搾取であるという「女工哀史」時代のような規定がいまだに労働基準法には書いてあるのです。そうした中間搾取禁止の法令を残したままで、有料職業紹介事業について相当無理な解釈をして何とか規制緩和をしているというのが現状であります。

そうではなくて、職業紹介というのは立派なサービスであって、その対価としてお金を受け

取るのは当たり前のことである。不当に高い対価については当然ながら公正取引委員会の方でチェックすればいいわけであって、このような職業紹介を一つの正当なビジネスとして認識することが大事であろうかと思えます。

現在、年収一二〇〇万円以上の労働者という、ごく一部の人たちについてはようやく規制が緩和されましたが、この緩和措置をなぜ普通の労働者にまで広げられないかということがあります。

人材ビジネスが発展しますと、それだけミスマッチの失業も減ります。また、このビジネス自体が雇用拡大効果を持っています。米国では、この人材ビジネスは一大成長産業であります。日本ではまだほとんど発展しておりませんので、この規制が全面的に自由化されれば、それ自体が雇用吸収力を持っています。場合によっては、失業者の人でもそれぞれの過去の仕事の経験を生かし

て、特定の領域についての職業紹介をするというやり方もあるわけでありませう。このような人材ビジネスは、現在の「ハローワーク」のように、誰でも対象とする一般的な職業紹介よりは、むしろ機能分化を進め専門的な職業能力の紹介の方に適しているといえるのではないかと思います。

また、職業紹介のプロセスで、現在の公共職業安定所では企業を平等に扱わなければならないので、いつもトラブルを起こすような企業から求人票が来ても拒否できないという問題があります。しかし、そのような約束を守らないような企業は、本来、排除する必要がありますが、今の公共職業紹介では、それもできないということですから。このように、政府が提供するサービスは画一的なものになってしまいますので、結局、それでは本来の労働者保護の役割も十分に果たせないわけです。

三番目に大きな柱としては医療があります。「混合診療・医療事務IT化」と書いてありますが、これも実は極めて成長性の高い分野であります。今の医療保険サービスについて「全国で等しい質」というのは非現実的であって、当然ながら、いい質の病院、悪い質の病院、腕のいいお医者さん、悪いお医者さんがあって、様々に差が生じているわけでありませう。それにもかかわらず、これを非常に社会主義的な仕組みのもつて画一的にしてしまっており、しかも、医療サービスは基本的に公的保険でカバーしなければならないことになっていきます。その公的に保障された医療について、個人が上乘せしてサービスを購入するということとは、原則禁止されておりませう。

例外が、例えば歯の治療をしたときに、治療費自体は公的保険で賄われますが、特別にきれいな歯を入れようとする、自己負担で何万円かを支

払わなければならない。しかし、それが嫌な場合には、合金の歯であれば保険ですべてカバーされるというように、ある程度まで消費者の選択肢があるわけがあります。

これをもっと普通の医療一般に拡大して、公的保険でどここの病院にも行けるけれども、質の高い病院に行く場合には、その部分の自己負担を上乗せするというような形で、質の高い病院とそうでない病院をある程度識別する。逆にいうと、病院側が努力して、いいお医者さんを集めて、質の高い医療サービスを提供すれば、それに対応した報酬が得られるという、一般のサービス産業の常識、「努力すれば報われる」という当たり前のインセンティブ・メカニズムを導入することによって、日本の医療の質も量も拡充するのではないかと思います。

現在、医療保険費の増大を理由に、厚生労働省

は医師や看護師の供給を抑制しておりますが、こんなおかしなことはないわけです。今の日本でお客が行列をなして財・サービスを購入しなければならぬ業種は病院ぐらいしかない。医師の数は当然不足しているし、看護師の数も足りない。なぜもつと患者が求めているサービスを提供できないのかというと、供給を人為的に規制した場合に生ずる「割り当て問題」が発生しているからであって、やはりこれはおかしいのではないかということがあります。

「人々の買いたいものがないから不況なのだ」という話がよく出されますが、少なくとも医療に関していえば、買うものはいくらでもある。買いたいものがあるけれども、政府の規制によってそれが供給されない。従って、その規制を緩和することによって需要はいくらでも出てくるのではないか。健康でありたいというのは万人の願いで

あつて、そのためにはお金を惜しまない。そのような「混合診療」を認めることによって医療サービス産業が大幅に発展する。それによつて雇用も生まれる。もつと医師の数が増加し、看護師が雇われ、事務員が雇われるという形で医療自体が雇用を拡大する産業になるのではないかということでありませう。

これに対して医師会が反対しておりますが、その考え方は、一種の「護送船団方式」の考え方に近いと思います。「混合診療」の対象となるような良い質のサービスを提供できる病院と、できない病院がある場合に、できない病院の利益からいへば、できる病院を抑制することが望ましい。護送船団方式は概ねそのような考え方でありますけれども、そのような意味で、医療の発展を抑制している。それによつてまたデフレを深刻化させているという面もあるのではないかと思ひます。

医療と並んで教育も人々のニーズが高いものであります。特にこれから大事なものは専門的職業教育であります。これまで教育というのは、専ら子供を相手にしてきたわけですが、子供の人口は減る一方である。これからは大人を相手にしなければ、教育は衰退産業になってしまう。しかも雇用流動化の時代で、企業に頼つて能力の熟練を形成する時代は終わったわけで、サラリーマンは自分自身にお金をつぎ込んで能力を高めなければいけない。それに対応したビジネススクールとか、会計であるとか、いろんな新しいニーズが生まれているわけであります。

また、二〇〇四年から開校される「ロースクール」も専門的職業教育であります。これが今のところ文部科学省の管轄になっているために、企業の参入を認めないという社会主義的な仕組みになっている。これをぜひ企業が運営できるように

するというのが総合規制改革会議の一つの考え方です。子供を相手にする学校教育は文部科学省に任せていてもいいけれども、大学を卒業した社会人を相手にする教育サービスについては「自由」でいいではないか。何故ならば、それは社会人を対象とするわけで、社会人は判断能力があるはずである。要するに、お客に認められないサービス事業者は淘汰されるという「市場の原則」でいいのではないかということであります。

文部科学省もようやくそれに応じて検討するといっていますが、このようなものは即刻、「学校法人」の枠から外して普通の企業が専門的職業教育サービスとして提供できるようにするというのが一つの需要創出型の構造改革でもあるわけであります。

福祉分野もそうでありまして、高齢者の介護ニーズは今後増える一方であります。しかも今後

の高齢者は豊かでありますから、それだけ需要はあるわけがあります。これも徐々に規制緩和されていますが、まだまだ厚生労働省の規制は厳しい。福祉分野においても規制緩和をもっと拡大することによって、需要を創出する余地は非常に大きいと思われまます。

次に、「官製市場への民間参入」というのは聞き慣れない言葉であります。政府が自らやっている事業を極力民間に委ねるということであります。先程申し上げました公共職業安定所などもそうです。大蔵省印刷局がやっている様々な印刷ビジネスもあります。そのような分野を例えれば民営化できないかという議論もしております。

これについて印刷局の方は、我々は民間にはない高度な技術を持っているから民営化できませんといわれるわけです。これに対して、こちらは、

そんな高度な技術があったらお札を刷っているだけではもったいないので、もっとそれを使ってビジネスを行ったらどうでしょうとかということをしているわけですが、なかなかその辺は意見の一致を見ないわけでありませう。

ただ、一つ改革が進んだのは警察であります。

二、三日前の日経新聞に載っておりましたように、駐車違反の取締りを民営化することについては、かなり警察も前向きでありまして、多分来年ぐらいに実現するのではないかと。これは、諸外国ではもう既に実施しております。要するに、駐車違反を犯罪と見なさずに、いわば「行政罰」のように考える。例えば、自転車の駐輪違反の取締りについては、既に自治体が実施しているわけですが、自動車についても、単に「大きな自転車」と見做せばいいだけの話であって、そんなれば簡単に対応できるのではないかと。そうする

と、民間に委託することができる。

そうなりますと、ここにも一つのビジネスチャンスが生まれる。現在、警察官の数が不足していますので、駐車違反が激増しておりますが、その取締りを民間に任せるということは、極端な比喻を使えば、いわば「道端に落ちているお札を拾うような仕事」である。駐車違反車一台あれば、そこで何千円、何万円の収入が出るわけですから、民間に任せれば、競って駐車違反の取締りが進む。そうなれば道路は空いて、もっと時間の節約にもなるし、駐車場のビジネスも繁栄をする。また、タクシー業界も多分潤うのではないかと。いう形で、さまざまニーズが生まれてくるかと思われまふ。これまで政府が独占的にやっていたために、ニーズがあってもなかなか供給ができなかった分野を民間に委ねることで、いろんなニーズが出てくるのではないかと。いうことであります。

六、構造改革特区の意義とその活用

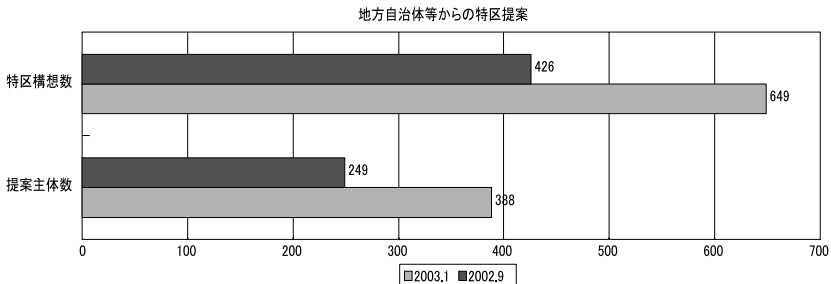
図表9に示しています特区ではありますが、「構造改革特区」というものが昨年の七月に規制改革会議から提案されて、それが超スピードで一月に閣議決定されて、一二月に国会を通ったわけであります。構造改革は遅いとよくいわれておりますが、これはかなりのスピードで実現したわけで、やはりそれだけ改革への期待も大きかったのではないかということがあります。

この問題は、新聞では随分話題になっておりますが、ぜひこの機会に御理解いただきたいのは、「構造改革特区」はあくまでも全国ベースでの規制改革の先行実施であるということであります。

それに関連して、よく誤解されますが、沖縄の「金融特区」とは似て非なるものです。沖縄の金

図表9 構造改革特区の意義とその活用

- ・ 全国ベースでの規制改革の先行実施
- ・ 地域振興型ではなく連邦政府型社会実験
- ・ 経済的規制だけでなく社会的規制に重点
- ・ 規制省庁ではなく内閣の包括法
- ・ 提案で毎年追加される規制の特例措置リスト
- ・ 地域の均衡ある発展から地域間競争へ



融特区は沖繩という地域だけに特権を与えること
 によってその地域の振興を図ろうという、いわば
 旧来型の地域振興型の特区であります。

そのような意味では、中国で実施した特区もそ
 うでありますし、北朝鮮がやっているそうであり
 ますが、そのような特区もいわば地域振興型であ
 る。開発の遅れた地域を發展させるという狙いが
 強いわけではありますが、現在、我々が考えている
 「構造改革特区」はそつではなくて、これは、私
 は「アメリカ型」の特区であるという言い方をし
 ております。

アメリカには五〇の特区があります。つまり、
 一つ一つの州がいわば特区のように独自の制度を
 持っているわけでありまして、例えば会社法も州
 によって違いますし、いろんな制度を独自につ
 くっている。このことは、ビジネスの場合には不
 便だという話もありますけれども、大事なものは制

度間競争が起こっているのでありまして、個々の
 州がお互いに競争していい制度をつくる。いい制
 度があつたらそれをお互いに真似をするという形
 で、米国全体ではさらに一層制度が改革されるわ
 けであります。ある意味で、アメリカの制度がグ
 ローバルスタンダードであるということの一つの
 意味はここにあるのではないか。必ずしもアメリ
 カの軍事力、経済力が強いということだけでなく
 て、アメリカで認められた制度は、既に競争を経
 て成立した制度であつて、日本のように政府が勝
 手に決めた制度ではないのであります。いわば市
 場のテストを受けた制度だから、当然ながらグ
 ローバルな面でも強いわけであるわけでして、そ
 のような意味の制度間競争を、日本にも一部なり
 とも持ち込むべきではないだろうかということであ
 ります。

これまでは規制緩和というと、個々の省庁ごと

に法令改正をお願いしなければならなかったわけ
であります。そうではなくて、内閣で包括法を
つくる。各自治体のイーシアティブで、この部分の
規制を緩和すれば非常にビジネスを發展させる上
でやりやすいという提案がある場合には、それを
担当省庁ではなくて内閣に持ってきてもらうわけ
であります。そうすると、内閣が自治体の代わりに
担当省庁と交渉してくれる。そのような規制の「特
例措置」と呼ばれるものが、「規制緩和のリスト」
として、毎年追加されていくわけであります。
最初の規制緩和リストは、昨年八月末で締め
切られました。その数は相当数に上りました。
今回、本年一月一五日に締め切った結果はさらに
それを上回るぐらいの数でありました。特区の構
想数で六四九、提案主体の数では三八三と、いず
れも前回を上回っています。それだけ地方の関心
が非常に強いわけであります。

特に教育は六四構想が提案され、いろんな株式
会社が経営する学校、NPOが経営する学校が提
案されています。このように、既存の学校法人に
対する文部科学省の規制に厳しく縛られたような
形ではなく、もっと自由な学校をつくりたいとい
う地方の要望は非常に強いものがあります。こう
した形で年二回、これから募集いたします。これ
を受けて、各省庁と徹底的に議論するときの我々
の論理は次のようなものであります。全国ベー
スで規制緩和できないのであれば、少なくとも特定
の地域において実施してみたらどうか。そこで一
つの実験を行うことによって、結果がよければ全
国に広げる。これまで規制改革を阻む論理とし
ては、「そんな規制緩和をしたら何が起こるかわ
からない」という不確実性の議論がありました
が、そうであれば、自治体が自らやりたいとい
う地域で、しかるべき安全装置をつけた上でやって

みる。問題なければ全国に適用してもよいのではないかという考え方であります。これはまさに米
国がやっていることと同じことをやるつもりでい
るわけであります。

これは、一つの地域間競争でもあるわけであり
まして、これまででは、日本では国土の均衡ある発
展という考え方を背景として、できるだけ開発の
遅れている地域を引き上げるといふ形で、いわば
平等ということを重視してきたのですが、これが
らの低成長時代はそうではなくて、やはり前に伸
びる地域は積極的に伸ばしていくという形で、
「競争の時代である」といふことを訴えるべきで
はないかということであります。

七、社会的分野への株式会社の

参入問題

最後に株式会社の問題をお話ししたいと思いま

す。これは、図表10に示してあります。

これは、特に医療について問題になっていまし
て、規制改革会議は株式会社による病院経営を実
現するように主張していますが、これに対して非
常識であるという言い方で反対があります。何故
ならば、「医療は金儲け主義でやってはいけない、
患者のためにやるのである。従って、金儲け主義
の株式会社は病院経営してはいけない」というの
が医師会の反論であります。これはある意味
で、我々は非常におかしな論理ではないだろうか
と思っております。

つまり、ここには一つのトリックがあるわけ
で、「営利性」という言葉を二重に使っているわ
けです。普通、「営利性」というと、「金儲け主
義」。「金儲け主義」というと、消費者をだます、
消費者に害をなすような形で企業が利益を得ると
いふような悪い意味に使われるわけでありませ

図表10 社会的分野への株式会社の算入問題

- ・ 医療・農業・教育・福祉等の分野への規制
- ・ 公益性＝営利性排除の論理の妥当性
- ・ 配当禁止は資本調達手段への規制
- ・ 参入規制よりも事業規制へ
- ・ 医療法人は非営利法人か
- ・ 寄付を前提とした社会福祉法人の制約
- ・ 教育サービスの主体としての学校法人

ところが、会社法でいう「営利法人」というのはそうではなくて、単に事業で上げた利益を関係者の間に配分するというのが営利法人の定義でありまして、別にそれは利用者に対してマイナスがプラスかといったことは無関係なわけです。逆にいうと、いくら利用者に対して悪いことをしていても、利益を配分しなければ非営利であるというのが現在の会社法の考え方でありまして、医療については、この論理をうまく利用いたしました。「医療は非営利でなければいけない。即ち、患者の利益を最大限に尊重しなければいけない。」これは当たり前なことではありますが、ここから「それを達成するために配当を禁止する」という結論にジャンプするわけでありまして、配当さえ禁止すれば患者の利益が守れるという、非常に飛躍した論理があるわけでありまして。

そのような論理は、やはりおかしいのではない

か。現在の医療法人は、配当をしないだけであつて、利益はいくらでも蓄積できる基本的に個人企業の形態です。本当に利益の追求を禁止するのであれば、社会福祉法人や学校法人のように、「出資者の財産」と「組織の財産」を完全に分離しなければいけない。しかし、今の医療法人はそれを一体化しており、理事長の財産が即ち病院の財産であり、病院を解散すれば病院の財産はすべて出資者の財産に帰属する。完全な個人企業であるわけですが、それにもかかわらず、個人企業は非営利で株式会社は営利だという論理で、事実上、中小企業保護政策をとっているわけでありませう。この理論はおかしいのではないか。営利か非営利かは、資本調達方法で判断するのではなくて、むしろ行動で判断すべきである。

具体的な例をいいますと、米国には「非営利病院」というのがありますが、これは慈善医療を

一定比率を行うという基準で非営利と認定されて、課税の優遇措置を受けられる。これが本来の非営利の規制であつて、やはり行動で判断すべきではないだろうかといつておられます。

例えば、電力会社も株式会社ですが、電力の供給義務を負うことによつて公益事業として認められている。これが本来の非営利の考え方であつて、現在の医療のように、とにかく配当さえしなければ非営利だというような論理は、厚生労働省と医師会でしか通用しない論理であるということを主張しているわけですが、なかなかこれがマスコミ等に反映されずに、「医療は非営利で従つて、株式会社にしていけない」という、非常に飛躍した論理が通用しているわけでありませう。ぜひこの機会に御理解をいただければと思ひます。

そのような形で、仮に株式会社が参入しても、株式会社が嫌いな患者はその病院に行かなければ

いいわけでこれは消費者が基本的に判断するべき問題であります。今のように政府や事業者の団体が判断するのではなくて、消費者が自分にとって何がいいかを判断するというのが本来の市場経済でありまして、その常識を医療の世界にもぜひ導入したいというのが現在の規制改革の考え方であります。

以上いろいろ申し上げましたが、デフレ対策はもちろん財政でも金融でも一定のことはできますが、基本はやはりこのような規制改革を通じた構造改革ではないだろうかと思えます。時間がかかるという批判もありますが、即効的なものもあるわけでありまして、現在、経済財政諮問会議でもそのような方向で動いておりますので、今年、このような規制改革を通じたデフレ対策、ある意味で真のデフレ対策がより速やかに実現することを期待したいと思えます。

（清聴どうもありがとうございます。（拍手）

若林常務理事　ここで若干の質問をお受けしたいと思います。ですが、拳手をお願いできればと思います。質問　いろいろな既得権益の擁護も官庁にはあるようでございますけれども、こういったところの抵抗勢力を打破するためには、何がポイントだということにお考えでございますでしょうか。お聞かせいただければと思います。

答　それは簡単にして非常に難しい問題ですが、とにかく総理に押さえつけてもらうより仕方ないと思えます。ただ、それに加えて、改革に反対する人たちの意見をできるだけ公開するということです。公開でなければ、裏方では何とでも主張できるわけありますので、我々の規制改革会議あるいは道路公団問題の会議においては、原則公開でやっております。

公開であれば、ひどい意見というのは彼らもさすがに遠慮するわけであります。そのような意味で、これまで密室での議論であったから、既得権益を守るような意見が堂々と主張されたわけで、公開にすればするほどやはり省庁側も遠慮せざるを得ず、妥協せざるを得ない。この方針をもっと徹底してやりたいと思っております。今回も何回も公開討論をしてマスコミの方々に直接議論を聞いていただくという方法をとっていますが、そのような方法が一つのやり方だと思えます。

しかし、最後はやはり総理に頑張っていたかなければならないわけでして、よく丸投げとかいろいろ週刊誌に書かれておりますが、節目、節目では総理も動いていただいております。そのような意味で、「リーダーシップ」と「議論の公開」というのが二つの有力な手段ではないかと思っております。

質問 インフレーターゲット論についてお聞きしたいと思えます。今おっしゃられたコメントでは、日銀による土地、それから株式の間接的な購入とというのが一番現実的だというふうにおっしゃられたと思うんですが、最近議論されております「日銀の国債購入」について、一兆二〇〇〇億円という月額額のシーリングが完全に撤廃されるのではないかと、もっと青天井になるとかという話がありますけれども、これについてはいかがですか。

答 そうなる可能性もあると思えますけれども、それが直ちに物価上昇にどうつながるかというのはよくわからないわけであります。日銀も広い意味では政府の一部であって、それは政府の中の資産というか、負債のつけかえにすぎないので、民間に対するインパクトというのはかなり限られたものになるのではないかと。むしろそれは、財政基盤を弱める役割を果たすかもしれませんが、本

当の意味で、民間とは関係ないところで政府から日銀に国債が移っているだけという状況になりかねないのでないか。現在、長期金利も下がるところまで下がっていますので、そのような状況では、その政策にはあまり大きな効果は期待できないのではないかと思っております。

若林常務理事 そのほかにございませんでしょうか。

それでは、時間もまいりましたので、これで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

（やしろ なおひろ・日本経済研究センター理事長）

（本稿は、平成十五年一月二十三日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。）

八代尚宏氏

略 歴

国際キリスト教大学教養学部、東京大学経済学部卒業
米国メリーランド大学経済学 PH.D 取得
経済企画庁、OECD 経済統計局主任エコノミスト、上智大学国際関係研究所教授を経て、2000年10月より現職
総合規制改革会議、男女共同参画会議基本問題調査会、産業構造審議会新成長政策部会、少子化への対応を推進する国民会議、他委員

専門分野

経済政策、労働経済学、社会保障

著 書

「日本の雇用慣行の経済学」（日本経済新聞社 1997、石橋湛山賞受賞）
「少子・高齢化の経済学」（東洋経済新報社 1999）
「雇用改革の時代」（中央公論新社 1999）
「Economic Effects of Aging in the United States and Japan」
（The University of Chicago Press 1997、共編著）
「社会的規制の経済分析」（日本経済新聞社 2000、編著）